

母子福祉におけるシンボル戦略の展開

樽 川 典 子

はじめに

戦後日本の母子福祉の領域において、当事者を表現する有力なシンボルが3つあった。すなわち、母子、未亡人、交通遺児家庭である。母子は「母子福祉法」の規定がもたらした。未亡人は、未亡人運動が全国未亡人団体協議会の成立にゆきつく過程で定式化された。交通遺児家庭は、交通事故遺児を励ます会、交通遺児育英会の社会運動による造語である。ここでは、この3つのシンボルがどのように成立・関連しあったかを歴史社会的に考察する試みをおこなう。それは、母子家庭の概念を自明視してきたこれまでの視点を相対化する一助となろう。

1 母子福祉法の制定

「母子福祉法」は、1964年（昭和39年）7月1日、公布された。社会福祉事業界では、福祉六法といういいかたがある。それは「生活保護法」（旧法、1947年、新法、1950年）、「児童福祉法」（1947年）、「身体障害者福祉法」（1949年）、「精神薄弱者福祉法」（1960年）、「老人福祉法」（1963年）、それに、この「母子福祉法」をさしている。福祉六法は、主だった利用者別の社会福祉事業の法制をさすものとして、長いあいだよくつかわれてきた。

「母子福祉法」が「第一章総則」のなかで、利用者として措定するのは「母子家庭」であり、その母は「配偶者のない女子」としてくわしく定義されている。

〔目的〕

第一条 この法律は、母子家庭の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭の福祉を図ることを目的とする。」

〔定義〕

第五条 この法律において『配偶者のない女子』とは配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別

した女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

- 一、離婚した女子であって現に婚姻していない者
- 二、配偶者の生死が明らかでない女子
- 三、配偶者から遺棄されている女子
- 四、配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
- 五、配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 六、前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定める者
 - 2 この法律において『児童』とは、二十歳に満たない者をいう。
 - 3 この法律において『母子福祉団体』とは、配偶者のない女子であつて民法（中略）第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下『配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの』という。）の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。」

こうしてみると母子家庭の母親と「配偶者のない女子であつて民法の規定により現に児童を扶養しているもの」は、同義である。「母子福祉法」の「第一章総則」は、すでにみた（目的）第一条、（定義）第五条のほか、（基本理念）第二条、（国および地方公共団体の責務）第三条、（児童福祉審議会の権限）第六条、（母子相談員）第七条、（福祉事務所）第八条、（児童委員の協力）第九条の規定がある。これによって、「母子福祉法」は、母子福祉のための主要な活動の担い手として、母子家庭自身と、国及び地方公共団体、児童福祉審議会、母子相談員、福祉事務所、児童委員をリスト・アップしていることが知られる。

「第二章福祉の措置」は、母子福祉のための主要な活動を規定するが、その機軸となるのは資金の貸付である。

「（資金の貸付け）

第十条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

(後略)』

四の資金としては、「母子福祉法施行令」第二条で、就職に必要な資金、医療を受けるのに必要な資金、生活を維持するのに必要な資金、住宅の補修などに必要な資金、住宅の移転などに必要な資金、その他があげられている。これらのうち、生活を維持する資金とは、資金の貸付を受けて技能を習得したり、医療を受けたりする期間中の生活のための資金をさす。

以上「母子福祉法」第十条と「母子福祉法施行令」第二条にあげた資金は、施行令第七条で、つぎのように呼ばれている。事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、療養資金、生活資金、住宅資金、転宅資金。

なお、「資金の貸付け」には、母子家庭の母親個人に対するもののほかに母子福祉団体にたいするものがある。

〔(母子福祉団体に対する貸付け)〕

第十一条 都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であって、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるものに対し、当該事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。』

「母子福祉法施行令」はこれをうけて、つぎのように規定している。

〔(貸付けの対象となる母子福祉団体の事業)〕

第五条 法第十一条に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業であって、継続して事業場をもうけて行なうものとする。

- 一、飲食店業
- 二、喫茶店業
- 三、理容業
- 四、美容業
- 五、クリーニング業
- 六、物品販売業
- 七、物品製造業（物品の加工修理業を含む。）
- 八、その他厚生大臣が定める事業』

この事業名の列挙をみると、当時の厚生省が、よりくわしくいえば「母子福祉法」を主管する同省児童家庭局が、母子家庭の母親にふさわしい事業をどうかんがえていたかがわかる。のちにみるように、その判断は現実によっても裏付けられていた。

「母子福祉法」の、「福祉の措置」としては、「資金の貸付」以外につぎのようなものがある。(売店等の設置の許可) 第十六条。公共施設のなかの売店の設置

について、母子家庭の母親や母子福祉団体から要請があったときは、なるべく許すようにという規定である。(専売品販売の許可) 第十七条。たばこ小売人の指定について、母子家庭の母親が申請したときは、日本専売公社はなるべく許すようにという規定である。(公営住宅の供給に関する特別の配慮) 第十八条。地方公共団体は公営住宅を供給するさいには、母子家庭の福祉に特別の配慮をしなければならないという規定である。具体的には、公営住宅の入居にあたって、一定の枠が母子家庭に優先的にわりあてられていた。⁴¹⁾ (母子家庭の母及び児童の雇用に関する協力) 第十九条。母子相談員、公共職業安定所などは協力しなければならないといわれている。

「母子福祉法」は法案として議会で審議されたときから、評判がはなはだ悪かった。『第四六回国会衆議院社会労働委員会議録』の1964年5月6日、7日分から、社会党議員によって提起された主だった批判をあげておこう。

- (1) 今回の「母子福祉法」は、旧来の「母子福祉資金貸付法」の手直しにすぎない。母子福祉のための諸施策の規定を体系的に編成した総合的な法が望まれているのであるが、これはそういったものではない。この批判にたいして、厚生大臣は答弁で同意しており、これを提案するのに非常に不満をもっているが、ひとつの前進として提案するのだと釈明している。なお、社会党は、母子世帯のための「母子福祉法」ではなく、母子世帯をふくんだ全母子のための「母子福祉法」を構想していた。
- (2) この法案には、所得保障の規定が入っていない。第一条で、母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じるといいながら、その措置のなかでも一番重要な所得保障をなせ入れないのか。これにたいして、厚生大臣は、母子のための福祉年金の制度がすでにある。それに児童手当がやがて創設されるので、所得保障はそれらに譲ったといったうえで、年金額は不十分であり、改善の必要があると答弁している。
- (3) 「公営住宅の供給に関する特別の配慮」を母子家庭にたいしてするというが、その実態がきわめて不十分である。母子世帯を優先的に入居させる枠が1964年で1500戸である。90万の母子世帯にたいして、1500はあまりに少ない。
- (4) 「母子家庭の母および児童の雇用に関する協力」については、規定が弱くて実際の効果が望めないのではないかと指摘された。政府側の答弁は希望的観測に終始した。⁴²⁾

なお、児童福祉法に規定されている母子寮を「母子福祉法」の施設になせ入れなかったのかという質問がくり返し出された。政府側の答弁は、二点に集約される。①母子寮は「母子福祉法」の施設に入れるべきである。つぎの法改正の機会にそうしたい。②1964年度の予算の概算案がすでに決定しており、そこでは母子寮の措置費が(児童福祉法の施設のそれとして)計上されてしまっている。予算の組みかえは困難なので、今回はこのまま認めてもらいたい。⁴³⁾しかし、①の約束は、その後、現在にいたるまで守られていない。これについては、母子寮(現

在の母子生活支援施設)の経営者、施設長などにその移行への反対意見が有力であるからという懸念がある。

2 母子福祉資金貸付

「母子福祉法」が法規範として、母子の理念をどう描いているかをみた。つぎは、「母子福祉法」が政策を構成し、その政策の対象あるいは利用者として、現実の母子がどのようにあられ、行為したのか。それは、前節であきらかにしたように「母子福祉法」のありかたからして、母子福祉資金貸付制度の利用実態を観察することで明確になる。

論議をはじめにさきだって、制度の内容を具体的に紹介する必要がある。資金の種類、貸付限度額、据置期間、償還期限、継続貸付期間は、年度によって変化することがある。もっともくわしい紹介は、1980年度のものを表1でみていただく。この年度は、「母子福祉法」の名称がつかわれた最後の年度で、翌年から同法は「母子及び寡婦福祉法」にかわっている。また、制度自体は、1953年度から「母子福祉資金貸付法」によってはじまり、64年度から「母子福祉法」がひきついでるので、1953年度から1980年度までの制度の歴史を概観した。

1980年度、母子福祉資金の貸付件数の総数は5万7165件である。78年の母子世帯の総数が63万3700であるので、貸付件数はこの母子世帯総数の9.0%になる。異なる種類の資金を重複して貸し付けているケースもあるとおもわれるが、単純に傾向としていえば、このころ、母子世帯の全数の1割前後が母子福祉資金の貸付をうけていたことになる。

この年度の新規申込件数は3万2007件で、これにたいする新規貸付決定件数は3万697件である。前者にたいする後者の比率を貸付決定率というが、それは95.9%である。また、継続貸付件数は2万6459件であり、これと前出の新規貸付決定件数をたしあわせたものが、貸付件数の総数となる(表3)。継続貸付される資金は、表1でごらんのように修学資金など広義の教育のための資金が主力である。

この年度の貸付金額の総額は、93億7591万7000円である。その内訳は、継続貸付の全額が27億436万6000円、新規貸付の金額が66億7548万1000円、である。

経年比較で制度の概容をつかんでおくと、1950年代後半から60年代、70年代をとおして、各年度で貸付件数は5万件台から6万件台で推移しているが、貸付金額の総額は、55年度から80年度までの四半世紀で約10倍の伸びを示している(表4)。その期間に貨幣価値が半減したとしても、実質的に約5倍の伸びがあったとかがえられよう。これは、基本的には貸付限度額の引き上げとそれにとまなう実際の貸付水準額の引き上げがもたらしたものであろう。これは、のちに、資金の種類別に具体的にみる。

資金の種類別のデータ分析に進もう。その種類は大きく次の三つにわけること

表1 母子福祉貸付金一覧

昭和55年4月30日現在

	貸付対象	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期限	利 率
事業開始資金	母子家庭の母	140万円		貸付けの日から1年間	据置期間経過後7年以内	個人年3%
	母子福祉団体	300万円				個人年5%
事業継続資金	母子家庭の母	1回につき70万円		貸付けの日から6か月間	3年6か月以内	個人年3%
	母子福祉団体	100万円				団体年5%
修学資金	母子福祉団体 母子家庭の児童又は父母のいない児童	高校、専修学校(高等課程)月額18,000円(特別の場合月額20,000円) 大学、高専、専修学校(専門課程)月額27,000円(特別の場合月額29,000円) 専修学校(一般課程)月額12,000円 高等学校、高専及び専修学校に就学中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算した額	その児童の就学期間中	卒業後6か月を経過するまで	20年以内 (専修学校(一般課程)5年以内)	無利子
技能習得資金	母子家庭の母	月額 12,000円	知識技能を習得する期間中の3年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	10年以内	年3%
修業資金	母子家庭の児童又は父母のいない児童	月額12,000円 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算した額	その児童が知識技能を習得する期間中の3年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで	5年以内	年3%(厚生大臣が定めるものは無利子)
就職支度資金	母子家庭の母又は児童若しくは父母のいない児童	1回につき 60,000円		貸付けの日から1年間	5年以内	年3%
療養資金	母子家庭の母又は児童	150,000円 (特別の場合200,000円)		医療を受ける期間が満了して後6か月を経過するまで	5年以内	年3%
生活資金	母子家庭の母	月額 62,000円	知識技能を習得する期間中の3年以内医療を受けている期間中1年以内	習得期間満了後6か月を経過するまで医療を受ける期間満了後6か月を経過するまで	10年以内 5年以内	年3% 年3%
住宅資金	母子家庭の母	1回につき 75万円 (特別の場合 90万円)		貸付けの日から6か月間	6年以内	年3%
転宅資金	母子家庭の母	1回につき56,000円		貸付けの日から6か月間	3年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の児童又は父母のいない児童	1回につき60,000円		修学修了後6か月又は修業修了後6か月	20年以内 (修学)5年以内 (修業)	無利子

表 2-1 母子福祉資金改善の経緯

	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1960	1961	1963	1964	1965	1966	1967
生養扶資金 (開始年度)	50,000円 4年					100,000円 団体扶付 ① 1,000,000円		6年	200,000円				300,000円
交 養 金 (交際交遊)	15,000円 5年										(名称変更)		25,000円 (扶付期間) 2年→3年
技能習得資金	1,500円 6月 2年以内												
生 活 交 金	1,000円 500円 10年 扶養習得資金 借 交 財 財 財									(1世帯定額) 3,000円	4,500円		
専業福祉資金	30,000円 2年		6月			100,000円 団体扶付 ① 300,000円		3年		100,000円			150,000円 (扶付期間) 2年→3年
様 子 交 金	500円 高次 大字 2,000円 20年	700円 無利子 (交際費用)	3,000円	1,000円		(移住中交 際交遊) 無利子			1,500円				
養 老 交 金	1,500円 5年 2年以内					(2世帯扶付) 無利子							150,000円 (扶付期間) 2年→3年
共 通 項 目	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿												
田の扶付率 1/2													
田の扶付率 3分													
連利率													
貸付期間													
償還期限													
借付期間													
借付利率													
貸付金													
貸付金													
母子福祉資金の貸付等に關する法律(27.12.28公布、28.4.1施行)													
母子福祉法(39.7.1公布、施行)													

表 2-2 母子福祉資金改善の経緯

	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
生涯生活 資金 (開始資金)		400,000円			(開始資金) 1,500,000円	500,000円	700,000円	800,000円	1,000,000円	(開始資金) 2,000,000円 7年	1,200,000円		1,400,000円 (開始資金) 3,000,000円
支援資金 (奨励金)					30,000円			40,000円	45,000円	50,000円	55,000円		60,000円
技能習得資金			30,000円				6,000円				10,000円		12,000円
生活資金		7,500円 (開始資金) (開始資金) (奨励金)			11,000円		30,000円	35,000円	42,000円	48,000円	54,000円	57,000円	62,000円
職業修得資金		200,000円			(開始資金) 300,000円	250,000円	350,000円	400,000円	500,000円	(開始資金) 700,000円 3年6ヵ月	600,000円		700,000円 (開始資金) 1,000,000円
雑守資金 (開始資金)	特別3,000円 特別5,000円 (開始資金)			特別5,000円 特別8,000円 特別9,000円	特別3,000円 特別6,000円 特別11,000円			一般4,000円 特別6,000円 特別15,000円	一般6,000円 特別8,000円 特別15,000円	一般7,000円 特別9,000円 特別17,000円	一般8,000円 特別10,000円 特別19,000円	一般18,000円 特別20,000円 特別25,000円	
修業資金	200,000円						6,000円				10,000円		12,000円
住宅資金				300,000円			500,000円	700,000円		850,000円	900,000円	950,000円	
転居資金		18,000円				25,000円	30,000円				45,000円	50,000円	58,000円
就学支援資金					30,000円			40,000円	45,000円	50,000円	55,000円		60,000円 小学校26,000円 小学校27,000円 中学校30,000円 中学校31,000円
修業資金	100,000円 特別150,000円 (開始資金) 5年											150,000円	
共通事項等			修業資金 助成率3% 奨励金 年10.75%									特別200,000円	

資料 厚生省家庭院「母子福祉資金 修業修得資金付付手帳」1980年 p 149 ~ 152。

表3 申込件数と貸付件数の推移

	新規申込件数		貸付件数					貸付 決定率 (c)/(a) ×100 (%)
	(a)実数	対1953年 比 (%)	(b) 継続貸付	新規貸付決定		合計(b)+(c)		
				(c)実数	対1953年 比 (%)	(d)実数	対1953年 比 (%)	
1953年	80,621	100.0	-	48,321	100.0	48,321	100.0	59.9
55	44,827	55.6	18,180	33,081	68.5	51,261	106.1	73.8
60	36,767	45.6	27,959	30,361	62.8	58,320	120.7	82.6
65	40,298	50.0	27,971	36,342	75.2	64,313	133.1	90.2
70	29,908	37.1	24,927	28,312	58.6	53,239	110.2	94.7
75	27,499	34.1	24,875	26,403	54.6	51,278	106.1	96.0
80	32,007	39.7	26,459	30,697	63.5	57,156	118.3	95.9

資料 1953～1975年は厚生省「昭和52年母子福祉貸付業務報告書」。1980年は「厚生省報告例」。

資料出所：厚生統計協会「厚省の指標 臨時増刊 国民の福祉の動向」1981年276ページ。

表4 申込金額と貸付金額の推移

	(a)申込金額	貸付金額			決定率 (c)/(a) ×100
		(b)継続貸付	(c)新規貸付決定	(d)合計	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
1953年	2,410,709	-	1,242,489	1,242,789	51.5
55	1,134,646	179,874	745,438	925,312	65.7
60	1,023,243	411,590	779,332	1,190,923	76.1
65	1,587,063	593,710	1,345,451	1,939,162	84.8
70	2,467,144	668,247	2,234,938	2,903,185	90.5
75	3,828,686	1,311,294	3,360,017	4,671,311	87.8
80	7,121,006	2,700,436	6,675,481	9,375,917	93.7

資料 1953～1975年は厚生省「昭和52年母子福祉貸付業務報告書」。1980年は「厚生省報告例」。

資料出所：厚生統計協会「厚省の指標臨時増刊国民の福祉の動向」1981年276ページ。

ができる。(1)母子の職業活動のための資金。事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、これらのうち主力は前二者である。(2)児童の学校教育のための資金。修学資金、就学支度資金、主力は前者である。(3)その他の資金。住宅資金が主力である。

1980年度の母子福祉資金をこの三分法によってみると、貸付件数の構成比では、母子の職業活動のための資金9.4%、児童の学校教育のための資金86.1%、その他の資金4.3%である(表5)。貸付金額の構成比では、母子の職業活動のための資金30.2%、児童の学校教育のための資金54.1%、その他の資金15.6%である(表6)。母子福祉資金は、第一に児童の学校教育のために、第二に母親の職業活動のために、第三に母子の住宅のために利用されていると概括される。

経年比較でみると、この概括の傾向は、第一と第二にかぎっては、1960年以降、

表5 資金別貸付金額の推移

(%)

	1953年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
事業開始資金	57.1	39.0	24.1	15.1	19.6	15.1	18.3
事業継続資金	31.8	24.3	16.1	14.7	13.2	9.5	9.4
修学資金	9.2	31.6	49.7	47.0	33.1	41.8	50.4
技能修得資金	0.5	0.7	0.1	0.0	0.1	0.2	0.2
修業資金	0.6	1.6	1.6	0.9	1.1	1.2	2.0
就職支度資金	0.6	2.5	3.4	1.4	1.0	0.4	0.3
療養資金	-	-	-	-	0.4	0.2	0.1
生活資金	0.3	0.3	0.1	0.0	0.2	0.6	1.1
住宅資金	-	-	4.9	15.7	28.5	27.9	14.4
転宅資金	-	-	-	0.0	0.1	0.0	0.05
就学支度資金	-	-	-	5.1	2.8	3.1	3.7
計	100.0 千円	100.0 千円	100.0 千円	100.0 千円	100.0 千円	100.0 千円	100.0 千円
	1,242,489	925,312	1,190,923	1,939,162	2,903,185	4,624,674	9,357,917

表6 資金別貸付件数の推移

	1953年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
事業開始資金	36.0	17.0	7.9	3.0	3.6	2.2	2.6
事業継続資金	29.9	15.6	11.4	5.2	4.5	2.6	2.6
修学資金	29.1	59.8	69.7	69.0	67.7	72.9	71.8
技能習得資金	1.2	1.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4
修業資金	1.1	2.1	2.2	1.6	2.2	2.0	3.0
就職支度支金	1.0	3.4	5.2	2.9	2.2	1.0	0.8
療養資金	-	-	-	-	0.3	0.2	0.2
生活資金	1.6	1.0	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3
住宅資金	-	-	3.5	5.7	8.7	5.6	3.6
転宅資金	-	-	-	0.1	0.2	0.1	0.2
就学支度資金	-	-	-	12.3	10.2	12.8	14.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	47,498	51,598	58,320	64,313	53,239	51,278	57,156

件数においても、金額においても、ほぼ一貫している。そのうえでいうと、時代の推移のなかで、児童の学校教育のための資金という性格は変わらないが、母親の職業活動のための資金という性格は後退したのではないか。貸付件数の構成比でいえば、修学資金は1960年に69.7%であったものが1980年も71.8%と大差ないが、事業開始資金と事業継続資金の小計は60年に19.3%あったものが80年には5.3%に低下している。貸付金額の構成比でいえば、修学資金は60年に49.7%、その後低下があったにせよ、80年には50.4%に回復している。これにたいして、事業開始資金と事業継続資金の小計は、60年の40.2%が、その後、低下をくり返

表7 事業開始資金の貸付動向

	申込件数	貸付件数	貸付金額	個人貸付		
				平均貸付額	貸付限度額	貸付限度額に対する平均貸付額の比率
	件	件	千円	千円	千円	%
1953年	34,544	17,107	689,868	40.3	50	80.6
56	10,654	6,790	280,058	41.2	50	82.4
60	5,993	4,444	278,143	62.0	100	62.0
65	2,295	1,931	293,271	151.3	200	75.7
70	2,149	1,915	564,572	293.3	400	73.3
71	1,885	1,704	573,916	336.3	400	84.1
72	1,699	1,599	571,741	355.5	400	88.9
73	1,615	1,548	638,199	410.5	500	82.1
74	1,346	1,255	674,519	536.7	700	76.7
75	1,285	1,143	698,394	609.7	800	76.2
76	1,293	1,130	800,623	707.3	1,000	70.0
77	1,274	1,128	924,990	817.3	1,200	81.7
78	1,572	1,438	1,282,452	891.1	1,200	74.3
79	1,558	1,427	1,483,753	1,039.8	1,200	86.7
80	1,624	1,497	1,717,438	1,143.5	1,400	81.6

資料 1953年 「昭和29年度社会福祉統計年報」。

1956～1979年 「社会福祉行政業務報告」。

1980年 「厚生省報告例」、資料出所：厚生統計協会「厚生指標 臨時増加居 国民の福祉の動向」1981年 p 276。表8も以上と同じ。

して、80年には27.7%となっている。

1960年代、70年代をとおして母子福祉資金に生じたこの性格変化をどう説明するか。樽川が「母子福祉資金貸付の歴史」において事業開始資金、事業継続資金、修学資金のそれぞれの経年変化にかんする説明をおこなっているの、それをてみじかに紹介する。

1953年から80年までの時間的範囲で観察すると、主要な経年変化はつぎの4点である。

- (1) 事業開始資金の申込件数、貸付件数はいずれも激減している。53年のデータは制度発足時の特異なものであるからしばらく措くとしても、56年の申込件数1万654件、貸付件数6790件、それらが60年、65年とはほぼ半減をくり返して、71年以降はいずれも1000件台で推移する。これらの変化の根本原因は申込件数の減少であり、つまりは事業開始資金の需要の減少であろう。なお、1978年あたりから微増がはじまっているのにも注意したい。
- (2) 事業開始資金の貸付金額は60年代、70年代をとおして拡大してきている。60年に2億8005万8000円であったものが、70年には5億6457万2000円となり、80年には17億1743万8000円となっている。56年を起点として、24年間で6倍強の

表8 事業継続資金の貸付動向

	申込件数	貸付件数	貸付金額	個人貸付		
				平均貸付額	貸付限度額	貸付限度額に対する平均貸付額の比率
	件	件	千円	千円	千円	%
1953年	24,673	14,186	393,715	27.8	30	92.7
56	11,073	7,984	224,933	28.1	30	93.7
60	7,392	6,477	186,256	28.7	30	95.7
65	3,797	3,377	283,896	84.1	50	84.1
70	2,569	2,378	378,527	159.1	200	79.6
71	2,157	2,044	374,733	183.2	200	91.6
72	1,840	1,776	332,413	186.6	200	93.3
73	1,655	1,596	345,941	215.9	250	86.4
74	1,553	1,478	420,289	284.2	350	81.2
75	1,482	1,356	441,214	325.4	400	81.4
76	1,589	1,440	558,541	387.8	500	77.6
77	1,535	1,414	617,872	437.0	500	87.4
78	1,528	1,457	712,959	489.4	600	81.6
79	1,530	1,446	780,325	539.5	600	89.9
80	1,553	1,482	882,630	595.6	700	85.1

増大である。この間に貨幣価値がほぼ半減しているとしても、制度の貨幣規模はおよそ3倍に拡大している。

(3) さきに指摘した二つの事実、貸付件数の激減と貸付金額の拡大にともない、1件当たりの平均貸付額が増大する。53年4万300円ではじまったものが、60年6万2000円、70年29万3300円。80年114万3500円と、27倍にまで伸びている。貨幣価値の半減を考えあわせても、実質13.4倍の伸びである。これは、事業開始資金によって開始される事業が質的に変化したことをつよく示唆する(表7)。

(4) 貸付限度額は、53年の5万円から80年の140万円にまで引き上げられている。この貸付限度額にたいする平均貸付額の比率をもとめてみると、表中ではほとんど70%台か80%台である。しかし、これは毎年の動きを追ってみると、その比率が80%を越えるか近づいた翌年に貸付限度額が引き上げられて、その比率が下がるという規則性が発見されている⁽⁴⁾。

これらの変化をひきおこした原因はつぎのように整理される。

(1) 母子世帯の母親の従業上の地位が、1950年代から60、70年代にかけて変化した。くわしくはいわないが、事業開始資金による事業は自営業である。母子家庭の母親で自営業に従事するものの比率は、1952年では56.7%、56年48.5%、61年36.7%、73年32.0%、78年23.2%と低下してきている。これのみによっても、

自営業の開始を志向するものは半分以下に減少したはずである。

(2) 母子世帯の生計を支える自営業に質的变化が生じた。事業開始資金の発足当初は、ミシンなどを購入してはじめられる洋裁やたばこ店などの小規模な業種が対象として想定されていた。ところが、経済の高度成長をつうじて生じた産業構造や生活様式の変化によって、そのような事業は生業としてなりたちがたく、母子世帯から敬遠されるようになる。代わりに選ばれるのは、たとえば美容院、喫茶店など大きな設備投資を要する事業であった。これによって、事業開始資金の申込件数の減少と平均貸付額の増大があわせて説明されることができる。

(3) 産業構造や生活様式の変化にふさわしい新しい業種を開始するためには事業開始資金の貸付額だけでは足りないという事態も生じる。そのときには別途、自己資金を用意しなければならない。くわえて、新しい業種はそれに従事するためにより高度の技能を必要とする。これらの事情も申込件数を減少させたはずである。⁽⁶⁾

なお、事業継続資金についても、くわしくはいわないが、事業開始資金と同じような動向がみだされる。すなわち、(1)申込件数、貸付件数は、制度発足から1980年にかけて激減している。(2)貸付金額の総額は、貨幣価値の実質的低減をかんがえあわせると微増でいどか。(3)1件当たりの平均貸付額は実質的に10倍ほどの伸びである。(表8)(4)貸付限度額にたいする平均貸付額の比率は80%を越えた翌年に限度額が引き上げられるという規則性が見出される。これらの変化を生じさせる三つの原因は、事業開始資金のばあいと共通する。

修学資金それ自身のデータの経年比較をみておこう。貸付件数は1956年3万4100からはじまり、60年4万655、65年5万8997と上昇する。これが70年代に入って、70年4万104、75年3万8062と減少して、80年4万1062とわずかに回復をしはじめる。56年から65年にかけての上昇は基本的には母子家庭の児童の進学率の上昇によって説明される。その時代、児童一般の進学率は上昇しており、母子家庭の児童の進学率もそれにやや遅れながら上昇していた。しかし、79年代の貸付件数の落ち込みをどう説明するか。つぎの三つの事実を原因であると推測できた。(1)この時期、16歳以上の子どもをもつ母子家庭が減少した。(2)高校生全数のうち私立高校に在籍するものの比率が減少した。(3)「六二年不況」と前後の不況のせいで、母子世帯の子どもの進学率が一時的に減少した⁽⁶⁾。

3 未亡人運動のなかから

戦後日本における母子福祉の運動と政策の歴史のなかで、母子という概念と未亡人という概念は関連が深い。未亡人という概念は、法律用語や学術用語でなく、一般的に使用されるものでもないが、戦時下体制のなかで婦人雑誌などで使われるようになった新しい用語とってよい。したがって、厳密な定義はない。敗戦

後しばらくのあいだは、配偶者と死別あるいは生別して、その後は再婚していない女性くらいの意味でつかわれ、厚生省も未亡人調査の名称で実態を把握していた。ただし、当時、社会運動として未亡人運動があり、その担い手として各都道府県に未亡人団体があり、1950年（昭和25年）にはその連合組織、全国未亡人団体協議会が成立していた。これらの団体の構成員である未亡人の大多数にとっては、未亡人とは第一義的に戦争未亡人を意味していた。戦争未亡人とは、夫が軍人として戦死あるいは戦病死し、あとに残されて再婚していない女性である。

未亡人運動を主導した著名な運動家として、鯉淵鮎子と山高しげりがいる。彼女たちの生活史と未亡人についての考えかたを紹介してみよう。

鯉淵は、1917年（大正6年）12月、茨城県結城郡水海道町に生まれた。父は亘、医師、母はトメである。1935年（昭和10年）3月、茨城県立水海道高等女学校卒業。大連で1年はたらいのち、母校の書記になる。1941年（昭和16年）4月、鯉淵次男と結婚。夫は陸軍軍属であったが、11月に金山陸軍病院に入院し、翌月の12月に太平洋戦争がはじまる。各地の陸軍病院を転々し、敗戦後、宇都宮陸軍病院から帰宅した。46年（昭和21年）9月に死亡したが、死因は腰椎カリエスの悪化で、のちに戦病死扱いとなった。

夫の死後、鯉淵は水海道町の生家に帰り、48年（昭和23年）1月から、町立水海道小学校に事務職員として勤務した。すぐに未亡人家庭の窮状を知り、5月に互助組織として、水海道町未亡人会を結成し、その会長に選出された。11月から水海道美華会（未亡人会）授産所所長となり、さまざまな事業を展開して、会員未亡人の家庭の経済的自立をはかる。あわせて、各地に出向き、未亡人会の組織化をはかり、49年（昭和24年）9月から51年（昭和26年）8月まで関東甲信越未亡人連盟副委員長、49年10月から51年8月まで茨城県未亡人連盟委員長になる。就任時の年齢は32歳で、各都道府県の未亡人連盟の最年少委員長であった。

1950年5月から63年（昭和38年）2月まで水海道町で食堂「いこいの店」を運営、未亡人たちの経済的自立を助ける。50年11月に全国未亡人団体協議会が結成され、同会事務局長として山高しげりが選出された。未亡人自身による組織運営を考えていた山高は鯉淵に事務局入りを再三すすめ、51年10月に、鯉淵は同会事務局参事に就任する。63年8月、水海道から東京に転居、67年（昭和42年）8月に、全国未亡人団体協議会事務局長就任した。そののち、交通遺児育英会評議員、中央児童福祉審議会委員などをつとめ、85年（昭和60年）3月、全国母子寡婦福祉団体協議会を退職した⁶⁹。

鯉淵は、未亡人について多くを語っており、彼女の未亡人観はその体験にねざして多様性をもっているが、その特徴を以下の三点に要約できよう。

- (1) 鯉淵は、全国規模の未亡人運動でリーダーとして活躍したが、その思想の原体験は水海道町の未亡人会・美華会の活動体験であった。中央ではたらくようになってからも、彼女は10年以上、水海道町の「いこいの店」を運営者の一人として、仲間の未亡人たち、その子どもたちの生活をささえている。1949年（昭

和24年) 7月1日付の「水海道美葦会(未亡人会) 会員名簿」残されているがこれによると、会員数58の全員が死別の未亡人であり、死別の原因で内訳をみると戦死44, 戦病死1, 戦災1, 引揚2, 未帰還1, 小計49, ここまでの死別原因の未亡人を鯉淵は戦争未亡人とみなしている。会員58名中49名, 約85.0%が戦争未亡人である⁽⁹⁾。鯉淵にとって、また美葦会会員にとって、そうしておそらく当時の日本人にとって、未亡人は第一義的に戦争未亡人であり、戦争犠牲者であった。これが彼女の未亡人観の中核にあったといえる。

(2) 美葦会の事業のなかに結婚相談があった。再婚した会員の事例をめぐる鯉淵の感想を紹介する。Qさんは3歳の女の子がいての再婚だった。相手は初婚なので幼女を連れて嫁ぐのは難しいことになった。そこで幼女を亡父の姉夫婦の養女にして嫁いでいった。幼女を手放したときの悲哀は筆舌につくしがたい。その子は養父母を実の父母と信じ、女子大を卒業し、現在は幸せだと聞く。何年かまえに、Qさんは立派に成人したわが子を陰ながら見ることができたが、そのときは思わずわが子に合掌した、と私に涙ながらに話してくれた。そして養父母への感謝の念は終生忘れないという。この悲しさ、この感謝は、人間として当然のことと言ってしまえばそれまでだが、戦争未亡人は夫を国に奪われたうえ、掌中の珠のようなわが子とも離別しなければ再婚できない。このほか、戦争未亡人の再婚をめぐるそれぞれ異なった困難な二つの例を紹介したうえで、鯉淵は端的な感想を述べている。「私はこの人たちのことを思うたびに、戦争を、国家権力を憎む。そして、女たちに経済力をもたせないように仕組まれていた旧日本の社会を憎む。⁽¹⁰⁾」戦争未亡人という概念は、戦争と国家権力への憎しみと怒りを内包していた。

(3) 1951年(昭和26年)12月20日、山高しげりは参議院厚生委員会の遺族援護小委員会に参考人として出席することになっていた。全国未亡人団体協議会が母子福祉法案研究委員会を設け、戦争未亡人とその子どもたちにたいする国の施策はどうあるべきかを、検討していたからである。鯉淵は山高に戦争未亡人たちの希望をつたえ、代弁をたのんだ。多くの戦争未亡人は「生活保護法」による援助をうけることを潔しとせず、子どもの教育費を別途の方法で援助してもらいたいと願っている。彼女たちには、夫はお国のために死んだのだから、恩着せがましい生活保護に頼るのは不名誉だという気持ちがある。鯉淵自身にも同じ気持ちがあった⁽¹¹⁾。

この気持ちには二つの特性がある。ひとつは、戦争未亡人は貧窮状態にあっても、ほかの貧民とはちがう特別扱いをされるべきだという感情がある。その理由は、夫が国家のために名誉の戦(病)死をとげたところにある。いまひとつは、生活保護は上位の国家が下位の貧民にあたえる慈恵、恩恵であるという考えかたである。これは端的に言って、生活保護とそれを受給する人びとへの偏見である。山高はそれをわかっている、鯉淵の願いをうけいれたとおもわれる。1952年12月に「母子福祉資金貸付等に関する法律」が公布されるが、戦争未亡人の少なくとも

も一部にとっては、一方的にあたえられる生活保護は不名誉、借りても返済する母子福祉資金は不名誉ではないという感覚があったのではないかとおもわれる。固有の戦争体験かと深く結びついたこれらの特性は、他方で自立した未亡人＝女性という像をつくりだすことを可能にした。

山高は戦前期から高名な婦人運動家であった。1899年（明治32年）1月、三重県津市で生まれる。父は、山高幾之丞、教員。母は、とみ。夫が早世したため、教職について母を見て育った経験をもつ。1916年（大正5年）府立第二高等女学校卒業、東京女子高等師範学校に入学するが、2年後に同校を中退している。19年（大正8年）、金子従次と結婚、20年、長男欣太郎が誕生する。国民新聞社、主婦之友社につとめ婦人記者として働きながら、婦人参政同盟、婦選獲得同盟に参加する。33年（昭和8年）、婦選獲得同盟の実践的な運動をおこなう東京婦人市政浄化連盟が結成されると、そこで大活躍する。離婚して旧姓にもどる。

1934年から、社会運動を本格化する。「母性保護法」制定のための婦人同盟を結成し、37年（昭和12年）「母子保護法」が制定される。国民精神総動員中央連盟委員、婦人方面委員、中央遺族家族指導嘱託などをつとめる。このあたり、山高の戦争責任の問題が生じる⁽¹²⁾。45年（昭和20年）に敗戦をむかえると、戦後対策婦人委員会を結成した。47年（昭和22年）には厚生省児童局の嘱託となり、児童福祉法制定のための仕事に従事する。あわせて全国民生委員連盟の参与に就任した。50年（昭和25年）3月、全国未亡人代表者会議、議長をつとめる。11月、全国未亡人団体協議会が結成され、山高は事務局長になり、母子福祉法案の準備に着手する。52年（昭和27年）12月、母子福祉資金貸付等に関する法律が公布され、そのための5億円の補正予算は前月に決定されていた。

1954年（昭和29年）、法改正運動のため衆議院予算委員会に公述人として出席。同種の活動が多かった。母子福祉資金貸付等に関する法律を綜合法としての母子福祉法に変化させてゆくことがめざされた。1962年（昭和37年）7月、山高は参院選全国区に立候補し、次点であったが9月、くり上げ当選する。63年、全未協常務理事。64年、宿願の「母子福祉法」が可決・成立したが⁽¹³⁾、綜合法としては不十分な内容であるとの評価が一般的であった。

山高の未亡人観をまとめてみると、鯉淵のそれとは異なる観点がみられる。その特徴をやはり二点に集約しておこう。

- (1) 敗戦時にすでに全国的知名度をもった婦人運動家であっただけに、未亡人団体をめぐる各政治勢力の動きを、山高はよくとらえていた。戦前期、社会事業界の有力団体として、軍人援護会、日本社会事業協会、全国方面委員連盟があった。それらは、戦後、それぞれ同胞援護会、全国社会福祉協議会、全国民生委員連盟にころもがえをした。最有力の同胞援護会は遺族会をつくり、その一部として戦争未亡人の組織をつくらせようとした。山高は、未亡人は自立的に団体をつくるべきであるとかんがえ、同胞援護会の未亡人団体とりこみの方針に反対した。GHQも戦争未亡人のみの組織化には反対であった。結果として、

各地で遺族会と未亡人会が対立した⁽¹⁴⁾。

(2) 山高の未亡人観は、戦争未亡人の感情を理解しつつも、未亡人の苦勞では、戦争未亡人も一般未亡人も同じということを、根気よく啓蒙するところにあられていた。結果として、GHQは山高の主張のうしろだてとなった。

「GHQが正しかったと思うのは、遺族会はいかん、戦争未亡人だけでなく、一般の未亡人を含めた未亡人の組織はいいとってくれたことです。中には戦争未亡人は自分たちだけが（本当の？）未亡人で、夫を国に捧げたけれども、一般未亡人の中には飲んだくれの亭主でメチール飲んで溝へ落っこちて死んだのもいるじゃないか、われら靖国の妻がそんな酔っぱらいの女房と手をつなぐことはできないという意識の戦争未亡人もいました。だけどそんなことをいったって小さい子を抱えて苦勞は同じじゃないの、とそこから教育したわけですけど……。」⁽¹⁵⁾

鯉淵と山高の未亡人観は、つぎのように要約できよう。

(1)未亡人は第一義的に戦争未亡人である。(2)原因としての戦争、国家、旧秩序を憎む。(3)恩恵としての生活保護の受給はいやだ。(4)同胞援護会は戦争未亡人を組織化、利用しようとした。(5)未亡人会は戦争未亡人と一般未亡人を含むべきだ。この未亡人観は、偏見を一部にふくみつつも、「母子福祉法」による母子概念を時代の思想として活性化させるはたらきをした。

4 交通遺児運動から

交通遺児という言葉は1968年（昭和43年）ころからつかわれたという記録がある⁽¹⁶⁾。交通遺児家庭という言葉もそのころからつかわれたとおもわれるが、資料で確認されることができるのは、72年（昭和47年）からである⁽¹⁷⁾。いずれにせよ、それらの言葉はそのころ新しく登場した造語であり、それまでは日常用語としても学術用語としても存在しなかった。関連する用語としては、それにさきだって交通戦争という概念で、産業構造の変容にともなった社会再編がたちおくれているために生じた社会問題を示す時期があった⁽¹⁸⁾。交通遺児は、交通戦争で表現される問題の一形態であったといえる。いずれにしても、それらは、つかわれはじめるとたちまち広く通用するようになり、現在にいたっている。この現象を出現させた要因は三つある。すなわち、①経済の高度成長がもたらしたモータリゼーションの進行と交通事故の多発、②岡嶋信治がはじめた交通事故遺児を励ます会の活動、③玉井義臣が創立した交通遺児育英会の社会運動の成功。以下、三者の関連をかいつまんで述べる。

第一に、1955年（昭和30年）から73年（昭和48年）までの時代の本質は、経済の高度成長とモータリゼーションの進行に約言される。55年の実質経済成長率は10.0%と試算され、以後、73年まで高度成長がつづいた。なかでも、池田内閣は60年（昭和35年）に所得倍增計画をうちだし、70年の国民総生産を2倍にすると約束した。実際の結果は2.6倍になった。日本人は豊かになっていった。実質賃

金指数は60年を100.0とすると、72年（昭和47年）は212.7、79年（昭和54年）は263.1にまで伸びた。二〇世紀の資本主義経済は、大量生産→高賃金→購買力上昇→大量販売→利潤拡大が連鎖をなしていた。この経済成長を主導したのが自動車産業である。自動車の生産台数は、55年（昭和30年）の6万8932台から79年（昭和54年）の963万5546台と、15年間で約140倍に増加した。自動車の輸出は日本を富ませた。また、自動車工業とそれに関連をもつ産業は大きな雇用機会を創出しており、日本人の全就業人口の10%が自動車関連の産業ではたらいていた⁽¹⁹⁾。

この自動車産業の盛況は、日本社会に広くモータリゼーションをひきおこした。モータリゼーションとは「人間と物質が移動する交通において、利用される輸送機械として、自動車が鉄道に優越する傾向」である。高度成長期をとおして、旅客の交通量が伸び、自動車によるものの構成比が上昇した。また、貨物の輸送量が伸び、その半分は海運によるが、残りのうち自動車によるものの構成比が上昇した。日本人の自動車の保有台数は、四輪車計で1960年（昭和35年）には135万3526台であったが、80年（昭和55年）には3785万6174台となり、20年間で28倍の伸びである。可住面積当たりの自動車台数が、日本はアメリカ、イギリス、ドイツなどに比較して異常に高く、その主要原因はマイ・カーの急増である。モータリゼーションは、自動車の便利さ、民衆の購買力の伸び、自動車の大量生産、高速道路の建設によって進化した⁽²⁰⁾。

モータリゼーションはさまざまな社会問題を産んだ。交通事故、大気汚染、騒音、振動、犯罪の増加、危険で不便な道路、公共交通のサービスの低下、自然破壊、運転者のエゴイズムなどである。なかでも、交通事故に注目しよう。それによってひとは死んだり、負傷したり、障害者になったりする。死者が人の子の親であれば、あとに交通遺児家庭がのこる。交通事故の概況をおさえておくと、1955年から79年までの四半世紀に、交通事故の死者は29万3232人、負傷者数は1297万1631人であった。交通事故によって、25年間で、仙台市あるいは品川区ていどの中都市の全人口が死亡したことになる。10年きざみでみると、60年代が最悪で、死者は13万2513人、単年度では、70年（昭和45年）が最悪で死者が1万6763人である。死者の定義は「警察庁統計」では事故後24時間以内に死亡、「厚生省統計」では事故を直接の原因として死亡をいう。後者によると、前出の死者数は1.2倍から1.3倍にふえる⁽²¹⁾。

第二に、この社会状況のなかから、岡嶋の交通事故遺児を励ます会が出現する。発端は1961年（昭和36年）11月17日、岡嶋の姉と幼い甥の交通事故による死であった。岡嶋は抗議の文章を「朝日新聞」の「声」欄に投書し、それが掲載された。

「こんなことがあってよいのでしょうか。」

私は、十七日夜、長岡市で起った長部美代子、重明の母子引き逃げ事件の被害者、美代子のたった一人の弟です。あのむごたらしい残酷な仕業は同じ人間のすることでしょうか。私はいま深い暗い谷間に突き落された気持です。

生まれながらに父を知らない私は、善行と良心と神とを信じてきました。しかし、私は小学校四年の時兄を失い、去年は姉が亡くなりました。そしていま、去年の春、長岡に嫁いだばかりの姉が、こんなにもみじめな姿に変わりはたたのです。神はいるのでしょうか。

姉は交通事故で死んだものではありません。小型トラックが残忍な人間のために『走る凶器』と化し、それに殺されたのです。ぶっつけられた時は姉はまだ生きていたのです。その時、車をとめていてくれたら死にはしなかったでしょう。いっしょにいた義兄はトラックのドアにしがみつき『止めてくれ』と何度も絶叫したのです。しかし彼等は姉と背中の中重ちゃんを四百メートルもひきずり、自動車がみぞにつっこんで動かなくなったので逃げたのです。

殺人行為と何ら変らない、いや、それ以上に残酷な行為が交通事故という名で軽減され、甘くみられてよいものでしょうか。そして、酔っぱらい運転なのです。これは故意犯ではありませんか。だが、いくら重刑に処せられても私の姉は帰って来ないのです。私の悩みを、だれに聞いていただいたらいいのでしょうか。

私は再びこのような残酷な犠牲者が出ないように、ひき逃げの絶滅と犯人の厳罰を訴えるものです。そして皆様をお願いします。交通事故でもっとも悪質な、酔っぱらい運転やひき逃げの絶滅と厳罰に向って目的達成まで署名運動を続けようではありませんか。『走る凶器』を追放し、明るい社会を作り上げるために立ち上って下さい。

私は知っています。万人の力の偉大さを。(高校生)⁽²²⁾

この投書への反響は早くはじまり、大きくひろがった。3日目から励ましや同情の手紙がとどきはじめ、多い日は10通前後、最終的には全国各地から131人が手紙を送ってきた。こんなに沢山の人が、自分に親愛の感情をもち、同情をよせ、励ましてくれる。交通事故を憂えている。神はいるのだ。岡嶋少年はそう思った。彼は131人のすべてに返事をかき、それをきっかけに文通がつづくばあいも多かった。これらの手紙のやりとりのなかで、かれの気持ちはいやされてゆき、かれは生きる意欲をとりもどしていった。かれは文通の相手に恩を感じた。

岡嶋は就職して7年目、1年間求職して、測量技術の勉強をしつつ、「交通事故遺児を励ます会」をはじめた。かれはそれがかつての131人への恩返しとかがえていた。67年(昭和42年)4月6日の「朝日新聞」東京版の「読者のひろば」で励ます会への参加を呼びかけると、16人の人が参加を申し込んできた。岡嶋はかれらに相談して、会の活動の五つの柱をさだめた。

- (1) 交通事故遺児を手紙や訪問によって励まそう。
- (2) 遺児の高校進学を経済的に援助するために街頭募金をおこなう。
- (3) 地方の遺児たちと交歓会をやるう。
- (4) 交通事故ゼロへの討論会をやるう。

(5) 遺児の作文集を出すなどして、交通事故は公害であるという世論を喚起しよう。

しかし、「交通事故遺児を励ます会」は、発足早々から、難問にぶつかった。働きかけの対象である交通事故遺児がどこにいるかわからないのだ⁽²³⁾。岡嶋は玉井に結びつくことでこの難関を切りぬけた。

第三。玉井の母親、玉井ていは、1962年（昭和38年）12月23日、大阪府池田市の自宅まえの国道で車にはねられ、頭を強打し、脳内出血をおこし、翌年1月25日、死去した。彼女はその間意識をなくしたままであった。玉井は当時、東京でひとり暮らしをしていた。かれは大阪に帰り、深夜、母を見舞ったとき、病室でおもいがけない経験をする。

ていは右の目だけをあけていた。そこに意志の光があった。敵（かたき）をとってくれと彼女は訴えていると、息子は思った。敵打ちには、復讐と死者の死の意義づけという二つの意味がある。母の死後、玉井は、自らの評論活動、社会運動を母の敵打ちだといいつづけた。敵は交通事故、自動車、モータリゼーション、現代社会であった。言葉の力でそれらの敵を根源から批判する。玉井の敵打ちは象徴的敵打ちであった⁽²⁴⁾。

母の死の年の翌年、玉井は『朝日ジャーナル』7月18日号に「交通犠牲者は救われていない——頭部外傷者への対策を急げ」を発表して、わが国最初の交通評論家として、華々しくデビューする。第二作は同誌9月26日号の「ひかれ損の交通犠牲者——損害補償の現状と打開策」である。これが、都留重人によって論壇時評で激賞された。頭部外傷と損害補償は、ていの事故死とその後始末で玉井がもっともつよく印象づけられた二つの主題であった。

1966年（昭和41年）3月から68年（43年）9月にかけて、玉井は、NET桂小金治アフタヌーンショーにレギュラー出演し、交通事故防止キャンペーンを担当した。この経験によって、彼は、①交通問題の各分野に精通し、②関係各界に人脈をひろげ、③政治家、官僚を相手に社会運動家として訓練されていった。キャンペーンの主題は、①政府、各政党の交通政策、②交通事故、被害者、③交通安全対策、④運転、運転手問題、⑤自動車保険と補償など。玉井は「朝日ジャーナル」に発表した二篇の論文にデータを追加して『交通犠牲者』という単行本を書き下ろし刊行した。岡嶋は67年（昭和42年）6月にこの書物を書店で発見し、買い求め、一日でよんだ。「交通事故遺児を励ます会」を発足させて2ヶ月ほどたったところであった。岡嶋は玉井に手紙をかき、会の指導者になってほしいと願った。玉井は相談役を引きうけ、交通事故遺児のリストづくりからはじめさせた。会員が手分けして毎日の新聞記事をしらべ、交通事故死の記事をみつけては、残された遺族に手紙をかき、その返事によってリストをつくってゆくのである。

1968年、「交通事故遺児を励ます会」は、玉井の指導のもとにマス・メディアを全面的に動員して、交通遺児育英会の創立に向かって世論の大きいうねりをつくりだした。この年の春から秋にかけての募金活動のなかで、それまでの交通事

故遺児にかわって、交通遺児という名称がつかわれるようになった。1969年3月31日、交通遺児育英会は創立された⁽²⁵⁾。

70年代をとおして、交通遺児育英会の社会運動は多彩な展開をみせた。会本来の業務としては、高水準の奨学金制度によって1万6000人余の交通遺児を高校・大学に進学させた。全国各地で交通遺児を励ます会をひらかせ、励ます会の全国組織は遺児と母親の全国大会を毎年ひらくようになった。交通遺児育英会の運動の画期的成果は1974年（昭和49年）にあらわれた。福岡県が交通遺児の高校生を対象に、公立高校の授業料の全額免除、私立高校の授業料の半額免除の制度をつくったのである。この制度は、その後曲折はあったが、やがてすべての都道府県で実施された⁽²⁷⁾。ほかに、74から78年（昭和53年）にかけて、「母子家庭の母親の雇用促進法」の成立をめざす運動、交通遺児家庭の実態調査にもとづくキャンペーンなどがあり、交通遺児と交通遺児家庭という言葉は日本社会に定着していった。

おわりに

このように分析、論議してくると、以下のような事柄があきらかになってくる。「母子福祉法」の対象となる母子あるいは母子家庭は、国家権力が指定した抽象的概念である。それは、GHQが徹底して軍国主義の排除をする方針にしたがわざるをえない状況のなかで、歴史や社会とのつながりを回避することを優先し、やむを得ずを選択した用語であった⁽²⁴⁾。したがって、当然のことながら「母子福祉法」の対象となる当事者たちは、それらの概念に、自身の経験や感情をふくめた自己表現を見出すことができないだけでなく、社会もそれを受けとめうるものが難しい。当事者である彼女たちが未亡人という言葉につよく執着し、そのうち交通遺児家庭という言葉がひろく支持され流布したのは、その自己表現が可能になるからであった。未亡人は第一義的に戦争未亡人であり、日本の軍国主義が強行した侵略戦争によって、夫が戦死した女性たちであった。交通遺児家庭の典型においてその母親は、高度成長とモータリゼーションの産物である交通事故によって、夫が事故死した女性たちであり、交通戦争と呼ばれた社会現象の一形態といえる。ただし、ここでは当事者である女性は保護の客体に後退していく。

両者の異同が示すものについての検討は十分に行う必要があるが、喪失の体験という点から1つの解釈をすることができる。鯉淵は未亡人の夫を失った悲運を悲しみつつ、国家、戦争、女性を従属的な地位においた日本の旧秩序を憎むといった。岡嶋は姉と甥の死を悼みつつ、引き逃げ犯の厳罰を訴え、やがて「交通事故遺児を励ます会」を発足させた。玉井は、交通事故で死にゆく母親に敵打ちを誓い、交通評論から交通遺児育英会の社会運動に入ってゆく。抽象の程度をあげていえば、鯉淵の未亡人運動も、岡嶋・玉井の遺児の救済運動も、愛する死者のためのグリーン・ワーク（悲しみの仕事）であった。そこでは愛と悲しみ、怒り

と憎しみが共存していた。ひとは、愛する人間が死んだとき、その死を十分に悲しみ、その死を意義あるものにする生きかたを生きようとする。その生きかたには、愛する人間の死をもたらしした力への怒りと憎しみが当然ふくまれる。

おそらく、ここであきらかにされた自己表現とグリーフ・ワークは、たがいに成立するさいの前提条件となりあっているのだろう。その分析は他日を期することにする。

註

- (1) 「母子福祉法」, 「母子福祉法施行令」, 厚生省社会局, 児童家庭局, 援護局監修『社会福祉六法・昭和四十九年版』新日本法規, 1973年, 447-457ページ。
- (2) 「母子福祉法案成立審議過程〈抜粋〉」一番ヶ瀬康子編集・解説, 『日本婦人問題資料集成第六巻, 保健・福祉』ドメス出版, 1978年, 649-657ページ。
- (3) 同上, 六五三-六五四, 六七〇-六七一ページ。
- (4) 樽川典子「母子福祉資金貸付の歴史」真生会社会福祉研究所『母子研究』第5号, 1982年, 18, 20ページ。
- (5) 同上, 18-20ページ。
- (6) 同上, 22-23ページ。
- (7) 川口恵美子『戦争未亡人: 被害と加害のはざままで』ドメス出版, 2003年。
- (8) 「鯉淵鉦子略年譜」鯉淵『母子福祉の道ひとすじに』ドメス出版, 2000年, 223-224ページ。
- (9) 「水海道美華会(未亡人会)会員名簿」前出『日本婦人問題資料集成第六巻, 保健・福祉』552-555ページ。
- (10) 前出『母子福祉の道ひとすじに』50-54ページ。
- (11) 同上, 106-107ページ。
- (12) 上野千鶴子『ナショナルリズムとジェンダー』青土社, 1998年, 61-74ページ。
- (13) 「年譜」鈴木隼子『シリーズ福祉に生きる1 山高しげり』大空社, 1998年, 114ページ。
- (14) 前出『シリーズ福祉に生きる1 山高しげり』63-65ページ。
- (15) 同上, 69-70ページ。
- (16) 交通遺児育英会二十年史編集委員会『交通遺児育英会二十年史』交通遺児育英会, 1990年, 119ページ。
- (17) 同上, 1042ページ。
- (18) 朝日新聞の報道によれば, 「交通戦争」によって, 道路の不整備による物資輸送の停滞, 公共交通の整備が遅れてラッシュアワー時の混雑が深刻化していること, 生活道路への自動車通行による危険, 交通事故などが発生していた, という。
- (19) 副田義也『あしなが運動と玉井義臣』岩波書店, 17-31ページ。

- (20) 同上, 36-41ページ。
- (21) 同上, 41-49ページ。
- (22) 前出『交通遺児育英会二十年史』25-27ページ。
- (23) 同上, 103-105ページ。
- (24) 前出『あしなが運動と玉井義臣』6-11ページ。
- (25) 前出『交通遺児育英会二十年史』127-136ページ。
- (26) 同上, 1001-1008ページ。
- (27) 樽川典子「未亡人の発見」真生会社会福祉研究所『母子研究』22号1-20ページ。